

愛媛労働局

Press Release

愛媛労働局発表
令和8年9月17日

担当	愛媛労働局 労働基準部 賃金室 室長 小玉 知司 賃金指導官 高尾 芳樹 電話 089 (935) 5205
----	---

報道関係者 各位

愛媛県最低賃金が時間額1,093円に改正されます

～ 令和8年11月1日発効 ～

愛媛労働局長（丹羽 啓達）は、愛媛県最低賃金を時間額1,093円（引上げ額60円）とすることを決定し、官報公示を行いました。

1 愛媛県最低賃金については、本年8月21日、愛媛地方最低賃金審議会から、「時間額1,093円に引き上げることが適当である」旨の答申を受け、所要の手続きを行ったうえで、時間額1,093円（引上げ率5.81%）、効力発生日を本年11月1日とすることを決定し、本日（9月17日）、官報公示を行いました。

愛媛県最低賃金は、特定最低賃金（産業別）の適用労働者を除く、臨時・パート・アルバイト等を含む県内のすべての労働者に適用されます。

2 厚生労働省では、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援するため、各種助成金制度を設けています（別添1参照）。

また、愛媛労働局では、中小企業・小規模事業者の皆様向けのワンストップ相談窓口「愛媛働き方改革推進支援センター」の周知を行い、活用の促進を図ることとしています（別添2参照）。

（別紙1）愛媛県最低賃金年次別推移

（別紙2）愛媛県最低賃金時間額と引上げ率の推移

（添付資料）

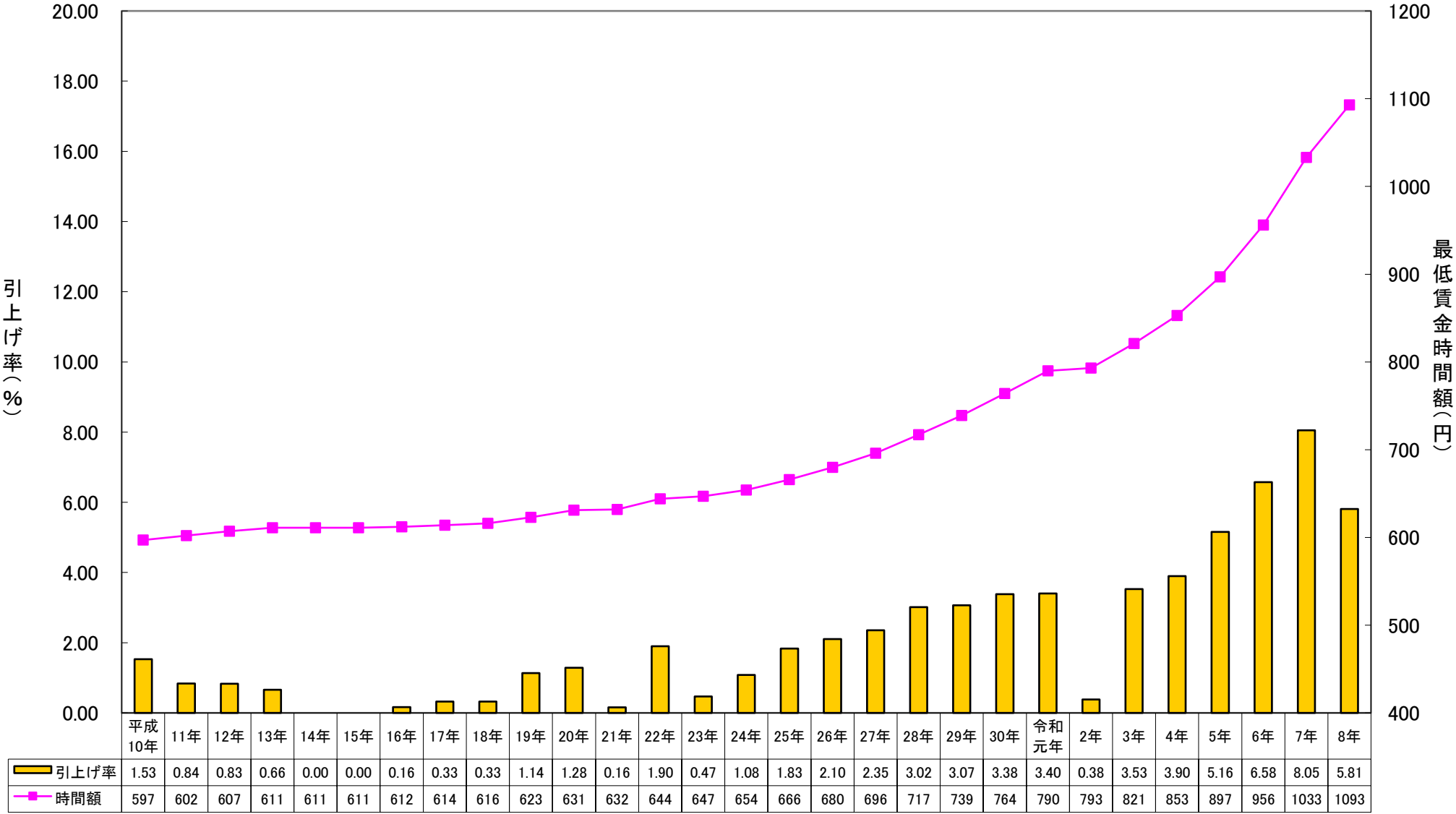
別添1 「賃金引き上げの支援策 厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています」

別添2 「中小企業・小規模事業者の皆さまへ こんなお悩みありませんか？」

愛媛県最低賃金年次別推移

年 次	改正発効年月日	最低賃金日額推移			最低賃金時間額推移		
		日額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)
平成10年	平成10年10月1日	4,770	85	1.81	597	9	1.53
11年	平成11年10月1日	4,813	43	0.90	602	5	0.84
12年	平成12年10月1日	4,852	39	0.81	607	5	0.83
13年	平成13年10月1日	4,885	33	0.68	611	4	0.66
14年	平成14年10月1日	(廃止)			611	0	0.00
15年					611	0	0.00
16年	平成16年10月1日				612	1	0.16
17年	平成17年10月1日				614	2	0.33
18年	平成18年10月1日				616	2	0.33
19年	平成19年10月25日				623	7	1.14
20年	平成20年10月24日				631	8	1.28
21年	平成21年10月1日				632	1	0.16
22年	平成22年10月27日				644	12	1.90
23年	平成23年10月20日				647	3	0.47
24年	平成24年10月24日				654	7	1.08
25年	平成25年10月31日				666	12	1.83
26年	平成26年10月12日				680	14	2.10
27年	平成27年10月3日				696	16	2.35
28年	平成28年10月1日				717	21	3.02
29年	平成29年10月1日				739	22	3.07
30年	平成30年10月1日				764	25	3.38
令和元年	令和元年10月1日				790	26	3.40
2年	令和2年10月3日				793	3	0.38
3年	令和3年10月1日				821	28	3.53
4年	令和4年10月5日				853	32	3.90
5年	令和5年10月6日				897	44	5.16
6年	令和6年10月13日				956	59	6.58
7年	令和7年12月1日				1,033	77	8.05
8年	令和8年11月1日				1,093	60	5.81

愛媛県最低賃金時間額と引上げ率の推移



賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

① 業務改善助成金 【申請期限】令和8年10月31日まで

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。



活用のポイント

賃上げ + 設備投資

賃上げコース区分	助成上限額
50円コース	30～130万円
70円コース	40～300万円
90円コース	90～600万円

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

② キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)



活用のポイント

非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

③ 働き方改革推進支援助成金 【申請期限】令和8年11月30日まで

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額		
	基本部分	加算	
		賃上げ	割増賃金率
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	6～360万円(※2)	25～100万円
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円		
勤務間インターバル導入コース	50～150万円		



活用のポイント

労働時間削減等の取組

(賃上げ・割増賃金率) + 設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2倍になります。

また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2.5倍になります。

(※3)別途団体向けのコースあり。

④ 人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

(※1) 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

(※2) 5%以上の賃上げ又は資格手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円



活用のポイント

職業訓練＋経費助成等

(訓練終了後の賃上げ等加算)

- ・ 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- ・ 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- ・ 中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・ 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

(※3) 訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

⑤ 人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理制度**(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げを行った場合、最大325万円が支給されます。

区分	助成額・助成率(※1・2)
①賃金規定制度	50万円(40万円)
②諸手当等制度	
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円(20万円)
⑤健康づくり制度	
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%又は75% (50%)



活用のポイント

雇用管理改善の取り組み

(賃上げ加算)

- ・ 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- ・ 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- ・ 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- ・ 対象労働者の賃上げで、助成額を加算

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は225万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

⑥ 早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- ・ **雇入れ支援コース**: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- ・ **中途採用拡大コース**: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ、雇い入れた中途採用者について、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

⑦ 産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- ・ 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に、出向元・出向先双方の事業主に対して助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html



(R8.4)



愛媛労働局

お問い合わせ先

①③ 愛媛労働局雇用環境・均等室
②④⑤⑥⑦ 愛媛労働局 助成金センター

助成金コーナー

☎089(918)0011

☎089(987)6370



中小企業・小規模事業者の皆さまへ

こんなお悩みありませんか？



☒ 「働き方改革」で何から手を付けたら良いか分からない。

☒ 最低賃金が上がっているので、どう対応したらよいか知りたい。

☒ パートタイマーと正社員の賃金等を見直したい。(同一労働同一賃金)

☒ 残業を減らしたい。

☒ いろいろな助成金があるが、使い方が分からない。

☒ 就業規則を見直したい。

☒ 36協定の作り方を知りたい。

☒ 働き方の選択肢を増やしたい。

・多様な正社員制度

・選択的週休3日制

・勤務間インターバル制度



※これらは相談の一例です



／ぜひ／

働き方改革推進支援センターにご相談ください！

労務管理等の専門家が**全支援無料**で以下の支援を行っています。

コンサルティング

ご希望日に専門家が貴社を訪問またはオンライン対応にて課題解決に向けた支援を行っています。

個別相談

電話・メール・来所による個別相談を行っています。

セミナー開催 講師派遣

全体説明や個別テーマなど、ご要望に応じたセミナーを行っています。

愛媛働き方改革推進支援センター

〒790-0067 松山市大手町2丁目5-7

受付時間 平日 9:00～17:00

TEL 0120-005-262 FAX 089-907-2206

MAIL ehime@workstylereform.net

WEB <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/ehime/>

愛媛働き方改革推進支援センター

検索



令和8年度 厚生労働省委託事業

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

受託者：全国社会保険労務士会連合会

令和8年4月1日作成版

愛媛働き方改革推進支援センター

FAX番号

専門家による無料相談 FAX申込書

089-907-2206

メール・電話でもお申し込みいただけます。

申込日： 年 月 日

会社名 事業所名			
業種		従業員数	名 (うち非正規雇用労働者 名)
所在地	〒 -		
ご担当者氏名		担当部署/役職	
電話番号		メールアドレス	
相談希望日時 ※お申し込みいただいた後、専門家の選定・日程調整を行います。	第1希望 月 日 時から 第2希望 月 日 時から ☐ 専門家と後日日程調整を希望する		
相談内容 (複数選択可)	☐ 働き方改革で何から手を付けたら良いか分からない ☐ 長時間労働の是正 ☐ 同一労働同一賃金 ☐ 生産性向上(業務効率化・IT活用) ☐ 多様な働き方の実現(多様な正社員・勤務間インターバル・週休3日制) ☐ 人手不足解消に向けた雇用管理改善 ☐ 外国人、高齢者の雇用 ☐ 給与体系、就業規則の見直し ☐ 人材育成・教育訓練 ☐ 育児・介護休業規定の整備 ☐ ハラスメント対策 ☐ 女性の活躍推進 ☐ テレワーク勤務の導入 ☐ 補助金・助成金制度の活用 ☐ その他()		
専門家相談を知ったきっかけ	☐ 労働局からの紹介 ☐ ハローワークからの紹介 ☐ 厚生労働省HP(働き方改革特設サイト) ☐ 過去にセンターを利用したことがある ☐ よろず支援拠点からの紹介 ☐ 知人・取引先企業からの紹介 ☐ その他() ☐ 労働基準監督署からの紹介 ☐ 商工会議所・商工会からの紹介 ☐ 労働局HP ☐ 金融機関からの紹介 ☐ 案内ポスター・チラシ		

お問い合わせ先

愛媛働き方改革推進支援センター 〒790-0067 松山市大手町2丁目5-7

TEL: 0120-005-262

MAIL:ehime@workstylereform.net

※ ご記入いただいた情報は当センターが厳重に管理し、本事業の目的以外では使用しません。